

島本町議会映像配信に関する要綱

(令和 8 年 8 月 28 日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町議会における映像配信について、必要な事項を定めるものとする。

(配信内容)

第2条 配信を行う会議は、本会議及び島本町議会委員会条例（昭和35年島本町条例第29号。以下「条例」という。）第1条に規定する常任委員会における会議とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは配信しないものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条第1項の規定により秘密会が開かれたとき
- (2) 条例第16条第1項の規定により秘密会が開かれたとき
- (3) その他議長が特別の理由があると認めたとき

(配信方法)

第3条 映像の配信方法は、次のとおりとする。

- (1) 庁内モニターへの配信（ライブ配信）
- (2) インターネットによるライブ配信
- (3) ライブ配信で記録された会議映像の映像配信（以下「アーカイブ配信」という。）

(配信映像の位置づけ等)

第4条 配信映像の位置づけは次のとおりとする。

- (1) 配信映像は法及び島本町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）に定める会議録として取り扱わないものとし、その旨を島本町議会ホームページにて明示する。
- (2) 配信映像の著作権は島本町に帰属し、島本町議会が管理する。また、その旨を島本町議会ホームページにて明示する。

(ライブ配信の対象)

第5条 ライブ配信は、会議の開始から終了（休憩時間を除く）まで行うものとする。

(アーカイブ配信の公開期間)

第6条 アーカイブ配信の公開期間は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度末までとする。

(発言訂正への対応)

第7条 会議において発言の訂正があった場合であっても、原則として、配信映像の修正、削除、その他編集は行わない。ただし、第8条の規定に該当する場合は、この限りでない。

(配信の中止等)

第8条 この要綱の規定にかかわらず、次に掲げる事態が発生した場合、議長は配信映像の削除、配信の中止等（以下「削除等」という。）を行うことができる。

- (1) 個人情報保護の保護に関する法令等に照らし、削除等を行う必要があると認めるとき
 - (2) 不測の事態、事故等が発生し削除等を行うことが適当と判断したとき
 - (3) その他配信を継続することが適当でない特別の事情があると認めるとき
- (傍聴人への対応)

第9条 傍聴人に対し、傍聴席が撮影され、傍聴人の容貌が配信映像に映り込む場合があることをあらかじめ周知するため、必要な措置を講ずるものとする。

(免責事項)

第10条 島本町議会は、映像を視聴したことにより発生した視聴者の損害について、いかなる責任も負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議会映像配信に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年8月28日から施行する。ただし、第2条の規定のうち、常任委員会における会議の配信に関する部分は、令和9年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に試行的に実施した会議のアーカイブ配信については、第6条の規定を適用する。